

栃木県奨学のための給付金（私立）のご案内

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する**返還不要の給付金**です。
対象となる方は、申請書一式を県に提出してください。

対象

★**令和8(2026)年7月1日**現在で次の1～3の要件全てに該当する場合

1. 居住地・受給資格に関する要件

- ・保護者等が**栃木県内に住所がある**こと
- ・高校生等が「**高等学校等就学支援金**」、「**高校生等・新修学支援金**」、「**学び直し支援金**」、「**専攻科支援金**」のいずれかの受給資格があること

2. 高校生等の国籍・在留資格等に関する要件

①【新制度】対象要件

高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する高校生等の世帯

- ・日本国籍を有する者
- ・特別永住者
- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ・家族滞在のうち小学校及び中学校（専攻科にあっては高等学校を含む）を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

②【旧制度】対象要件

高等学校等に在学する①【新制度】の国籍要件に該当しない高校生等及び外国人学校に在学する高校生等の世帯

※令和8年4月1日以降に入学する、在留資格が留学である高校生等を除く。

ご自身の所得割額などは
マイナポータルで「わたしの情報」
から確認できます。



3. 保護者等の所得に関する要件

生活保護の受給状況または保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**により判定します。

①【新制度】対象要件

上記①の高校生等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・住民税非課税世帯
- ・所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯（年収約270～380万円世帯）
- ・所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（年収約380～490万円世帯）※

※専攻科の場合は、扶養する子が3人以上いる世帯（多子世帯）で、所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満の世帯

②【旧制度】対象要件

上記②の高校生等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・住民税非課税世帯
- ・【専攻科のみ】所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯及び105,500円以上264,500円未満の多子世帯

1～3の要件全てに該当する場合は、支給対象となります。
給付額や申請方法は裏面をご覧ください。





令和 8 年度の給付額

令和 8 年度 給付額 (年額)		生活保護受給世帯 住民税非課税世帯 (年収約270万円未満世帯)	所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収約270～380万円世帯)	所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収約380～490万円世帯) ※専攻科の場合は105,500円以上 264,500円未満の多子世帯
生活保護受給世帯		52,600 円 ※専攻科は52,100円		
上記以外 の世帯	全日制等	152,000円	50,670円 ※新制度のみ	38,000円 ※新制度のみ
	通信制	52,100円	17,370円 ※新制度のみ	13,030円 ※新制度のみ
	専攻科	52,100円	17,370円 ※旧制度の対象者は10,420円	13,030円 ※旧制度の対象者は10,420円

※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、世帯区分に応じた指定の金額を加算

申請手続きについて

申請期限

令和 8 (2026) 年 9 月 11 日 (金) まで < 県必着 >

※上記期限を過ぎての申請となった場合、給付金を支給できないことがあります。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、県に提出してください。
※申請書は、栃木県のホームページに掲載しています。

申請先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 本庁舎 2 階
栃木県 経営管理部 文書学事課 私学・宗教法人担当
(TEL 028-623-2056・平日8:30～17:15)

※郵送で提出する場合は、可能な限り[特定記録](#)や[簡易書留](#)にて送付ください。

支給方法

支給決定後、指定された保護者等の口座に振り込まれます。
(時期：12月頃)

※指定の振込口座が分かるよう、必ず、[申請書と振込口座指定申出書の控え](#)をとっておいてください。

※ 家計急変支援について

- 表面の要件「3. 保護者等の所得に関する要件」に該当しない場合でも、[家計急変事由が発生](#)したことで、[従前得ていた収入を得ることができない場合は](#)、「家計急変世帯」として申請ができます。家計急変世帯としての申請を希望する場合は、栃木県ホームページに掲載している「令和 8 (2026) 年度 栃木県奨学のための給付金 (私立) のご案内【家計急変版】」をご確認ください。

制度の詳細は、[栃木県公式ホームページ](#)をご確認ください。

申請書や添付書類の様式は以下のホームページからダウンロードが可能です。

【栃木県奨学のための給付金 (私立) について】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/education/kyuhukin/r8.html>



栃木県奨学のための給付金（私立） 給付対象・給付額 確認シート 【県外校】

令和8年7月1日現在、高等学校等就学支援金等（※1）のいずれかの受給資格がありますか。

はい

いいえ

制度の対象外です。

保護者等（※2）の居住地は栃木県ですか。

はい

いいえ

保護者等が居住する都道府県に御確認ください。

日本国籍を有していますか。

はい

いいえ

高校生等が該当する在留資格の区分はどれですか。

①特別永住者
永住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等

②定住者

③家族滞在

①～③以外
(留学生除く)

留学生

日本に永住する意思はありますか。

はい

いいえ

以下のいずれにも該当しますか。
①日本の小学校及び中学校（専攻科は高等学校を含む）を卒業した。
②日本に就労して定着する意思がある。

はい

いいえ

入学日は
令和8年3月31日以前
ですか。

はい

いいえ

該当する世帯の区分はどれですか。

①生活保護
(生業扶助)
受給世帯

③住民税非
課税世帯

③年収約
270～380
万円世帯
(※3)

④年収約
380～490
万円世帯
(※4)

①～④
以外

【新制度】の対象です

下表①
の金額です

下表②
の金額です

下表③
の金額です

下表④
の金額です

該当する世帯の区分はどれですか。

①生活保護
(生業扶助)
受給世帯

②住民税非
課税世帯

③専攻科で年収
約270～380万
円世帯及び年収
約380～600万
円の多子世帯
(※5)

①②
③
以外

【旧制度】の対象です

下表①
の金額です

下表②
の金額です

下表③④
専攻科
旧制度
の金額です

制度の
対象外です



給付額(年額) (※6)	① 生活保護受給世帯	② 住民税非課税世帯	③ 年収約270～380万円世帯 (※3)	④ 年収約380～490万円世帯 (※4)
全日制	52,600円	152,000円	50,670円 ※新制度のみ	38,000円 ※新制度のみ
通信制	52,600円	52,100円	17,370円 ※新制度のみ	13,030円 ※新制度のみ
専攻科	52,100円	52,100円	17,370円 ※旧制度：10,420円	13,030円 ※旧制度：10,420円

※1) 高等学校等就学支援金等に含まれる事業は、①高等学校等就学支援金、②高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、③高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）、④高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）です。

※2) 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人（未成年後見人がいないときは生計維持者））を指します。ただし、対象となる高校生等が在学中に成人した場合は、父母または高校生等の生計を維持している者を指します。

※3) 「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が100円以上105,500円未満の世帯を指します。

※4) 「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（専攻科の場合は、105,500円以上264,500円未満の多子世帯）を指します。

※5) 高校生等が専攻科に在籍していて、「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」の合算額が100円以上105,500円未満の世帯及び105,500円以上264,500円未満の多子世帯を指します。

※6) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、世帯の区分に応じた指定の金額を加算します。

○栃木県奨学のための給付金（私立）の申請について○

📌本制度は、以下の世帯が対象です。

【新制度】 以下の（１）～（３）の要件全てに該当する世帯

（１）居住地・受給資格に関する要件	保護者等が栃木県内に住所があり、高校生等が「 <u>高等学校等就学支援金（新制度）</u> 」、「 <u>学び直し支援金（新制度）</u> 」、「 <u>専攻科支援金（新制度）</u> 」のいずれかの受給資格がある世帯
（２）高校生等の国籍・在留資格等に関する要件	高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する高校生等の世帯 ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校（専攻科にあっては高等学校を含む）を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
（３）保護者等の所得に関する要件	以下のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受給している世帯 ②保護者等全員の「道府県民税<u>所得割額</u>」及び「市町村民税<u>所得割額</u>」が非課税（０円）の世帯（以下、住民税非課税世帯という。） ③保護者等全員の「道府県民税<u>所得割額</u>」及び「市町村民税<u>所得割額</u>」の合算額（以下、所得割合合算額という。）が 100 円以上 105,500 円未満の世帯（年収約 270～380 万円世帯） ④保護者等全員の所得割合合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯（年収約 380～490 万円世帯）※専攻科の場合は、扶養する子が３人以上いる世帯（多子世帯）で、所得割額合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満の世帯（年収約 380～600 万円世帯）

【旧制度】 以下の（１）～（３）の要件全てに該当する世帯

（１）居住地・受給資格に関する要件	保護者等が栃木県内に住所があり、高校生等が「 <u>高等学校等就学支援金（旧制度）</u> 」、「 <u>高校生等・新修学支援金</u> 」、「 <u>学び直し支援金（旧制度）</u> 」、「 <u>専攻科支援金（旧制度）</u> 」のいずれかの受給資格があること
（２）高校生等の国籍・在留資格等に関する要件	・高等学校等に在学する【新制度】（２）に該当しない高校生等及び外国人学校に在学する高校生等の世帯 ※令和８年４月１日以降に入学する、在留資格が留学である高校生等を除く。
（３）保護者等の所得に関する要件	以下のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受給している世帯 ②住民税非課税世帯 ③【専攻科のみ】保護者等全員の所得割額合算額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯及び 105,500 円以上 264,500 円未満の多子世帯

📌「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」は、以下の書類で確認できます。

- ・会社等に勤務している方は勤務先から配布される「市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」
- ・自営業の方は市町村から送付される「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」
- ・市町村長発行の課税（非課税）証明書

※海外赴任等で日本国内に住所がなく、保護者等全員の所得が確認できる書類を提出できない場合は、支給対象外となります。

○提出書類○

以下の書類を作成の上、提出してください。

1 受給申請書（様式第1号－1、第1号－2）…9ページ・11ページ

作成例を十分ご確認の上、作成してください。

2 高校生等の国籍・在留資格などを確認できる書類

以下のいずれか1つの書類を提出してください。

- ・住民票の写し（市町村が発行したもの。原本。コピー不可）
※国籍が「日本国」以外の場合は、国籍、在留資格、在留期間等が記載されたもの
- ・特別永住者証明書の写し（コピー）
- ・在留カードの写し（コピー）

なお、高校生等本人の在留資格が「家族滞在」である場合は、上記の書類に加え、以下の書類を全て提出してください。

- ・日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書
- ・日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書
- ・（専攻科のみ）日本国の高等学校等の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書

3 保護者等の所得を確認できる書類

以下の書類を提出してください。

【生活保護（生業扶助）受給世帯の場合】

生活保護（生業扶助）を受給していることが確認できる書類…17ページ

担当の福祉事務所に17ページの「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」の記入を依頼して、証明を受けた書類（原本）

※17ページの様式での証明が難しい場合は、「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給していることが分かる証明書を提出してください。

【生活保護（生業扶助）受給世帯以外の場合】

以下の（１）・（２）どちらか一方を選んで提出してください。

（１）住民税の額が確認できる書類（保護者等全員分）

次のいずれかの1つの書類を添付してください。

- ・市町村長発行の「令和8(2026)年度課税（非課税）証明書」
- ・「令和8(2026)年度市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」の写し
- ・「令和8(2026)年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写し

※住民税の額が確認できる書類は保護者全員分の書類が必要です。

（保護者2名の場合は2名分の書類が必要です。）

※住所、氏名、道府県民税所得割額、市町村民税所得割額が分かるものを添付してください。

（次ページに続く）

(前ページ続き)

(2) マイナンバーが確認できる書類及び身元確認書類 (保護者等全員分)

13 ページの「マイナンバー確認書類等貼付台紙」に、【マイナンバーが確認できる書類の写し】と【身元確認書類の写し】を貼付し、必要事項を記入してください (該当する書類の例は 13 ページの貼付台紙を参照)。

《書類の例》

マイナンバーが確認できる書類の写し	身元確認書類の写し
・マイナンバーカード (裏面) ・マイナンバー通知カードの写し ※記載事項に変更がない場合のみ使用可能 ・マイナンバーの記載のある住民票抄本等 (原本) 等	・マイナンバーカード (表面) ・運転免許証 等 ※顔写真のない身元確認書類 (健康保険証、共済組合員証、源泉徴収票、国民年金手帳 等) 提出する場合は2種類の書類の写しを提出

4 振込口座指定申出書 (様式第2号) …15 ページ

記入のうえ、通帳またはキャッシュカードのコピーを貼って提出してください。

(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるように貼ってください。)

通帳は、申請者と同名義のものを貼付してください。(申請者と振込先の名義人が異なる場合は、別途委任状が必要です。)

なお、支給決定通知には、振込口座等の情報は記載しません。振込先の口座が分かるよう、必ず、申請書の控えを取っておいてください。

5 在学証明書

直接、個人で申請を行う場合は、通学する私立学校発行の在学証明書を添付してください。(学生証・生徒手帳等の写しは不可です。必ず学校が発行する在学証明書を添付してください。)

在学証明書は、在籍している課程 (全日制・通信制等) が記載されているものを提出してください。

学校長がとりまとめて申請書を県に送付する場合は、学校長が提出する一覧表を在学証明書として代用するため、個別の在学証明書の添付は不要です。

6 その他

【専攻科に在籍している場合】

- ※ 専攻科の場合は、「3 保護者等の所得を確認できる書類」として【住民税の額が確認できる書類】(課税証明書等)を提出してください。
- ※ 専攻科の場合は、上記のほか「個人対象要件証明書 (様式第8号)」の提出が必要です。
- ※ 専攻科に在籍していて、保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満の多子世帯は、上記のほか以下の書類の提出が必要です。
 - ・保護者等の扶養する子が確認できる書類
(「3 保護者等の所得を確認できる書類」で確認できる場合は省略可)
 - ・「扶養親族申告書 (様式第12号)」

(次ページに続く)

【災害により喪失・毀損した制服を再購入した場合】

※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、以下の金額を加算します。

	世帯区分	加算額
新 制 度	住民税非課税世帯	81,000 円
	所得割合算額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯 (年収約 270～380 万円世帯)	27,000 円
	所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯 (年収約 380～490 万円世帯)	20,520 円
	※専攻科は、所得割合算額 105,500 円以上 264,500 円未満の多子世帯	
旧 制 度	住民税非課税世帯	81,000 円
	【専攻科のみ】所得割合算額が 100 円以上 105,500 円未満の 世帯及び 105,500 円以上 264,500 円未満の多子世帯	16,200 円

※ 災害により喪失・毀損した制服を再購入した場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ・制服が災害等で喪失・毀損したことを確認するための罹災証明書等の公的書類
- ・制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による制服の再購入に係る証明書(様式第 11 号)

以下の様式は、栃木県ホームページに掲載しています。

- ・「個人対象要件証明書(様式第 8 号)」
- ・「制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による制服の再購入に係る証明書(様式第 11 号)」
- ・「扶養親族申告書(様式第 12 号)」

【栃木県ホームページ】「栃木県奨学のための給付金(私立)について」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/education/kyuhukin/r8.html>



様式1-1 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「課程」の欄は、在学する学校の課程について該当する区分（全日制、通信制、専攻科、定時制、その他）を選択してください。その他を選択した場合は、学校の種類・課程・学科等について括弧内に記載してください。

様式1-1 【2】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ただし、専攻科の生徒における保護者については次のとおりとします。

 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとします。
- ハ （1）に該当する場合は、7月1日現在において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ニ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - （2）②の「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合、共同親権であるため親権者は2名であるものの、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）④及び⑤に含まれます。

（注） 共同親権であるため親権者は2名であるものの、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、申請先へご相談ください。
- ホ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ヘ （2）④又は⑤に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについては【誓約欄】に申請者名及び生徒名を署名することにより誓約してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ト （専攻科の場合）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

様式1-2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校又は高等学校専攻科の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等又は高等学校等専攻科の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合や、奨学のための給付金の給付回数上限に達している場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

（注） 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とします。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができます。

なお、専攻科の生徒においては、1人の高等学校等専攻科に通う生徒につき2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とします。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の高校生等であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

様式第1号ー1（県外校）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書

私は、次の4点を確認したので、栃木県奨学のための給付金（私立）の受給を申請します。

① この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

② この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。

③ 私は、栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

④ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

申請者住所等 ※1	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	
	(アパート名等)		
TEL ※2	— —		

※1「大字」のつく町名は省略せず記入してください。
※2携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【1】対象となる高校生等について

ふりがな				生年月日	昭和 年 月 日 平成 (満 歳)
在学 する 学校	氏名				
	学校の名称	私立		課程	全日制 ・ 通信制 ・ 専攻科 定時制 ・ その他 ()
	学校の所在地	都道府県 市区町村			
	在学期間	始期	年 月 日から	終期	(進学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【2】保護者等の収入等の状況について ※（1）又は（2）の該当する□にレ点を付けてください。

（1）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているので、それが分かる証明書を出します。
--------------------------	--

（2）（1）に該当しない場合

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給しておらず、生計を維持している者は次のとおりであるため、その者の課税証明書等を提出します。

☐	① 親権者（両親）	親権者2名分の課税証明書等を提出します。
☐	② 親権者が1名	親権者が1名であるため、その者の課税証明書等を提出します。 (離婚、死別、家庭の事情によりやむを得ず親権者1人の課税証明書等を提出できない場合 等)
☐	③ 未成年後見人	親権者がおらず、未成年後見人が選任されているので、その者全員分（ 名分）の課税証明書等を提出します。
☐	④ 主たる生計維持者	親権者又は未成年後見人がいないため、主たる生計維持者（高校生等の生計をその収入により維持している者） 名分の課税証明書等を提出します。 【誓約欄】 (申請者名) (生徒名) と は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
☐	⑤ 高校生等本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもおらず、高校生等本人の収入により生計を維持しているため、その者の課税証明書等を提出します。 ☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等を提出しません。
☐	⑥ その他	具体的に記入してください。

県記入欄	申請区分 学校区分		旧制度		新制度	
	保護者所得割額	金額	全日制等 生保	通信制 非課税	専攻科	
			52,600円	152,000円	～105,500円	～182,500円
	全	通・専	52,600円	52,100円	50,670円	30,800円
					17,370円	13,030円

- 9 -

栃木県知事 様

栃木県奨学のための給付金 (私立) 受給申請書

基準日(7月1日)以降の
日付を記入してください。

令和 8 年 7 月 20 日

私は、次の4点を確認したので、栃木県奨学のための給付金 (私立) の受給を申請します。

- ① この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ② この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ③ 私は、栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ④ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費 (見学旅費又は特別育成費 (母子生活支援施設の高校生等を除く。)) の支弁対象ではありません。

①～④について内容を確認を
ご確認ください。

申請者住所等 ※1	〒 320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (アパート名等) とちまるハイツ201号室	ふりがな	とちぎ たろう
TEL ※2	000 - 0000 - 0000	申請者氏名 (保護者等)	栃木 太郎

日中連絡のつく電話番号を
記入してください。※1「大字」のつく町名は省略せず記入してください。
※2携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	とちぎ じろう	氏名	栃木 二郎	生年月日	昭和 21 年 6 月 15 日 (平成 満 17 歳)
在学する学校	学校の名称 私立 とちまる高等学校	課程	全日制 定時制	通信制 その他 ()	専攻科
学校の所在地	〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇町 123番地	在学期間	始期 令和8年4月1日から	終期	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 〇〇立〇〇〇〇高等学校 学校名 立	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	高等学校全日制	なし 1回 2回 3回 4回 不明	

該当する区分に○を付け
てください。学校(通信制の場合は本校)の
住所を記載してください。過去に在籍した学校がある場合
は記入してください。在学期間始期の参考 (転学等をしていない場合)
1年生⇒令和8年4月1日から
2年生⇒令和7年4月1日から
3年生⇒令和6年4月1日から

【2】保護者等の収入等の状況について ※(1)又は(2)の該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護 (生業扶助) 受給世帯の場合

☐ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第36条の規定による生業扶助 (高等学校等就学費) を受給しているので、それが分かる証明書を提出します。

生活保護(生業扶助)を受給している場合は、(1)に✓してください。

(2) (1)に該当しない場合

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給しておらず、生計を維持している者は次のとおりであるため、その者の課税証明書等を提出します。

☒ ① 親権者 (両親)	親権者2名分の課税証明書等を提出します。
☐ ② 親権者が1名	親権者が1名であるため、その者の課税証明書 (離婚、死別、家庭の事情によりやむを得ず親権者1人の課税証明書等を提出できない場合 等)
☐ ③ 未成年後見人	親権者がおらず、未成年後見人が選任されているので、その者全員分 (名分) の課税証明書等を提出します。
☐ ④ 主たる生計維持者	親権者又は未成年後見人がいないため、主たる生計維持者 (高校生等の生計をその収入により維持している者) 名分の課税証明書等を提出します。 【誓約欄】 (申請者名) (生徒名) と は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
☐ ⑤ 高校生等本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもおらず、本人 (高校生等) の収入により生計を維持しているため、その者の課税証明書等を提出します。 所得確認の対象が高校生等本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等を提出しません。
☐ ⑥ その他	具体的に記入してください。

生活保護(生業扶助)を受給していない場合は、
(2)の①～⑥のうち該当する区分に✓してください。未成年後見人又は主たる生計維持者として申請する
場合は、該当する者の人数を記載してください。主たる生計維持者として申請する場合は、事実に相違
がないか確認の上、誓約欄に申請者名と生徒名を自署
してください。高校生等本人で課税証明書を提出で
きない場合はこちらに✓してください。県にて使用しますので、
記入不要です。

県記入欄	申請区分 学校区分	旧制度				新制度	
		全日制等		通信制		専攻科	
保護者所得割額	金額	全	52,600円	非課税	152,000円	～105,500円	～182,500円
	通・専	52,600円	52,100円	50,670円	17,370円	30,800円	13,030円

【3】 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について
(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国					
②	☐	日本国以外 ⇒ 次のa～gのいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。					
		☐	a 特別永住者				
		☐	b 永住者				
		☐	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
		☐				c 日本人の配偶者等	
		☐	d 永住者の配偶者等				
		☐		e 定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	
			日本国に永住する 意思の有無		☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)		
		☐	f 家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
				日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
					小学校名		
					所在地	都・道・府・県	
日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない						
	中学校名						
	所在地			都・道・府・県			
日本国で就労する 意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)						
☐	卒業証書等	☐	日本国の小学校及び中学校 (専攻科にあっては高等学校を含む) を卒業し、日本国で就労する意思があるため、以下の書類を添付します。 ・ 日本国の小学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ・ 日本国の中学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ・ 【専攻科のみ】 日本国の高等学校等の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書				
☐	g 上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				

【4】 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について
(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	「住民票の写し (市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。	
②	☐	「特別永住者証明書の写し (コピー)」を添付します。	
③	☐	「在留カードの写し (コピー)」を添付します。	
④	☐	以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。	
		以下の <u>すべて</u> に該当 ・ 令和 8 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者 ・ 国籍が「日本国以外」 ・ 「生活保護受給世帯」又は「令和 8 年度の住民税が非課税である世帯」	かつ 以下の <u>いずれか</u> に該当 ・ 在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・ 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・ 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校 (専攻科の場合は高等学校を含む) を卒業していない場合 ・ 外国人学校に在籍している場合

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について
(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

【全員必須】

該当する区分に✓してください。

①	☒	日本国			
②	☐	日本国以外	⇒次のa～gのいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。		
	☐	a 特別永住者			
	☐	b 永住者			
	☐	c 日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	
	☐	d 永住者の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	
	☐	e 定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	
			日本国に永住する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)	
	☐	f 家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	
			日本国の小学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない	
			小学校名		
			所在地	都・道・府・県	
			日本国の中学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない	
			中学校名		
			所在地	都・道・府・県	
			日本国で就労する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)	
			卒業証書等	☐ 日本国の小学校及び中学校 (専攻科にあっては高等学校を含む) を卒業し、日本国で就労する意思があるため、以下の書類を添付します。 ・日本国の小学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ・日本国の中学校の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書 ・【専攻科のみ】日本国の高等学校等の卒業証書の写し (コピー) 又は卒業証明書	
	☐	g 上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日	

日本国籍以外の場合は、a～gの該当する区分に✓し、必要事項を記入してください。

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

【全員必須】

①～④のうち該当する区分に✓してください。

①	☒	「住民票の写し (市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国以外」の生徒・国籍・在留資格・在留期間等を確認するため、以下のとおり申請します。						
②	☐	「特別永住者証明書の写し (コピー)」を添付します。						
③	☐	「在留カードの写し (コピー)」を添付します。						
④	☐	以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。						
		<table border="1"> <tr> <td>以下のすべてに該当</td> <td>かつ</td> <td>以下のいずれかに該当</td> </tr> <tr> <td> - 令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 - 国籍が「日本国以外」 「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」 </td> <td></td> <td> - 在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校 (専攻科の場合は高等学校を含む) を卒業していない場合 - 外国人学校に在籍している場合 </td> </tr> </table>	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当	- 令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 - 国籍が「日本国以外」 「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		- 在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校 (専攻科の場合は高等学校を含む) を卒業していない場合 - 外国人学校に在籍している場合
以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当						
- 令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 - 国籍が「日本国以外」 「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		- 在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校 (専攻科の場合は高等学校を含む) を卒業していない場合 - 外国人学校に在籍している場合						

令和8年3月31日以前から引き続き在学していて、
【旧制度】への申請を希望する場合は④を選択することができます。

ほかに税額を確認できる書類(課税証明書・住民税決定通知書等)を提出する場合は、この書類は不要です

マイナンバー確認書類等貼付台紙

マイナンバーが確認できる書類の写しと身元確認書類の写し等を貼り付けて、太枠の中に必要事項を記入してください。※保護者等(原則親権者)が2名いる場合は、2名分必要です。

生徒氏名		過去の申請歴の有無	有 ・ 無
------	--	-----------	-------

栃木県奨学のための給付金(私立)申請のため、保護者等 名分のマイナンバーを提出します。

栃木県が、奨学のための給付金の審査のため、提出されたマイナンバーを保護者等における税情報の照会に利用することに同意します。

○保護者等1人目

保護者等一人目	ふりがな		マイナンバー	— —		DV・虐待等からの避難により住所の秘匿を希望する場合は下欄に○
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日	1月1日現在の住所地	(市区町村まで)		
	生徒との続柄	父・母・未成年後見人・生計維持者・高校生等本人・他()		都道府県	市区町村	
	確認書類添付欄					
(1) マイナンバーが確認できる書類の写し貼付欄 【マイナンバー確認書類】 ①マイナンバーカード(裏面) ②マイナンバー通知カード (記載事項に変更がない場合のみ使用可能) ③マイナンバー記載の住民票抄本等(原本)			(2) 身元確認書類の写し貼付欄 【顔写真ありの身分証明書】 ④マイナンバーカード(表面) ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦障害者手帳 ⑧その他公的機関が発行した身分証明書 ※顔写真ありの身分証明書がない場合は欄外に示す書類			

○保護者等2人目 ※保護者等が1名の場合は空欄

保護者等二人目	ふりがな		マイナンバー	— —		DV・虐待等からの避難により住所の秘匿を希望する場合は下欄に○
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日	1月1日現在の住所地	(市区町村まで)		
	生徒との続柄	父・母・未成年後見人・生計維持者・高校生等本人・他()		都道府県	市区町村	
	確認書類添付欄					
(1) マイナンバーが確認できる書類の写し貼付欄 【マイナンバー確認書類】 ①マイナンバーカード(裏面) ②マイナンバー通知カード (記載事項に変更がない場合のみ使用可能) ③マイナンバー記載の住民票抄本等(原本)			(2) 身元確認書類の写し貼付欄 【顔写真ありの身分証明書】 ④マイナンバーカード(表面) ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦障害者手帳 ⑧その他公的機関が発行した身分証明書 ※顔写真ありの身分証明書がない場合は欄外に示す書類			

【顔写真のある身分証明書が提出できない場合】

④～⑧の顔写真のある身分証明書が提出できない場合は、以下の⑨～⑭のいずれか2種類の書類の写しを提出してください(マイナンバー確認書類で③の住民票を提出する場合は、以下のいずれか1つで可)。

- ⑨健康保険証・共済組合員証 ⑩源泉徴収票 ⑪国民年金手帳 ⑫公共料金領収書
⑬公的機関が発行した身分証明書 ⑭住民票

ほかに税額を確認できる書類(課税証明書・住民税決定通知書等)を提出する場合は、この書類は

記入例

マイナンバー確認書類等貼付台紙

マイナンバーが確認できる書類の写しと身元確認書類の写し等を貼り付けて、太枠の中に必要事項を記入してください。※保護者等(原則親権者)が2名いる場合は、2名分必要です。

保護者等の人数を記入してください。

生徒
氏名

栃木 二郎

過去の申請歴
の有無

有 ・ 無

栃木県奨学のための給付金(私立)申請のため、保護者等 2 名分のマイナンバーを提出します

栃木県が、奨学のための給付金の審査のため、提出されたマイナンバーを照会に利用すること

保護者等の情報を記入してください。

記載内容は、確認書類(マイナンバーカードなど)の内容と一致させてください。

過去の栃木県奨学のための給付金(私立)申請の有無について、該当する方に○を付けてください。

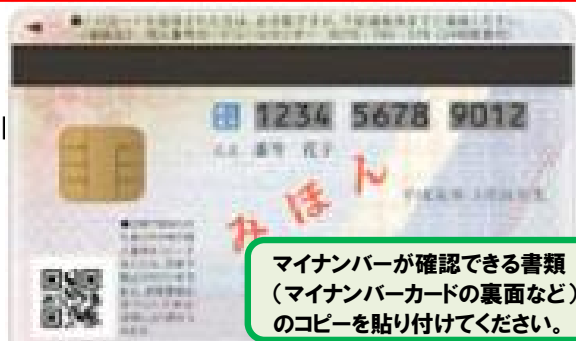
※過去の申請歴が分からない場合は「無」に○を付けてください。

○保護者等 1 人目

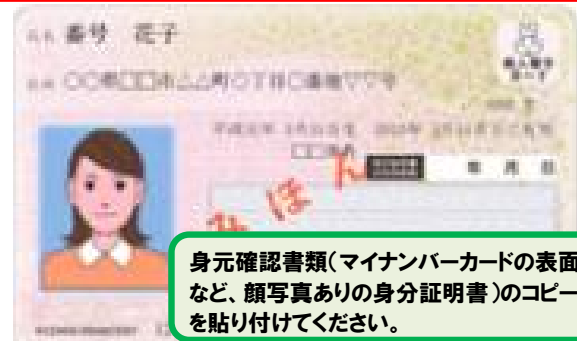
ふりがな	とちぎ たろう	マイ ナンバー	1234 - 5678 - 9012	避難により 住所の秘匿を希望 する場合は 下欄に○
氏 名	栃木 太郎			
生年月日	(西暦) 0000 年 0 月 0 日	1月1日現在の 住所地	(市区町村まで) 栃木 都道 宇都宮 市町村	
生徒との続柄	父・母・未成年 後見人・生計 維持者・高校生等 本人・他()			

確認書類添付欄

保護者等
1 人目



マイナンバーが確認できる書類
(マイナンバーカードの裏面など)
のコピーを貼り付けてください。



身元確認書類(マイナンバーカードの表面
など、顔写真ありの身分証明書)のコピー
を貼り付けてください。

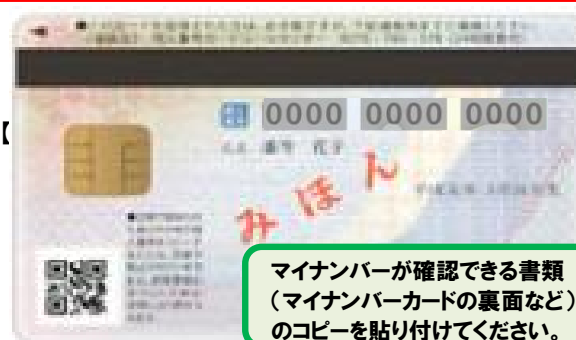
○保護者等 2 人目 ※保護者等が 1 名の場合は空欄

保護者等が 2 名いる場合は、2 人目について、
こちらの欄に記入してください。

ふりがな	とちぎ はなこ	マイ ナンバー	0000 - 0000 - 0000	避難により 住所の秘匿を希望 する場合は 下欄に○
氏 名	栃木 花子			
生年月日	(西暦) 0000 年 0 月 0 日	1月1日現在の 住所地	(市区町村まで) 栃木 都道 宇都宮 市町村	
生徒との続柄	父・母・未成年 後見人・生計 維持者・高校生等 本人・他()			

確認書類添付欄

保護者等
2 人目



マイナンバーが確認できる書類
(マイナンバーカードの裏面など)
のコピーを貼り付けてください。



身元確認書類(マイナンバーカードの表面
など、顔写真ありの身分証明書)のコピー
を貼り付けてください。

【顔写真のある身分証明書が提出できない場合】

④～⑧の顔写真のある身分証明書が提出できない場合は、以下の⑨～⑭のいずれか 2 種類の書類の写しを提出してください(マイナンバー確認書類で③の住民票を提出する場合は、以下のいずれか 1 つで可)。

- ⑨健康保険証・共済組合員証 ⑩源泉徴収票 ⑪国民年金手帳 ⑫公共料金領収書
⑬公的機関が発行した身分証明書 ⑭住民票

振込口座指定申出書

給付金の振込を希望する口座について記入し、**金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）**が分かる**通帳（見開き部分）のコピー**を添付してください。
振込口座は、**申請者名義の口座**を指定してください。

申請者氏名：

【振込を希望する金融機関】 ※申請者名義の口座を記入してください

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号						
銀行 金庫 組合	支店 支社 出張所	普通 当座							

口座名義人（申請者）＜カナ＞ 通帳のカナ名義を確認の上、記入してください。（左詰め）

[illegible]

ここに、
振込口座情報（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ））
が確認できるもののコピーを貼り付けてください。
例：通帳、キャッシュカード、ネットバンキングの画面 等

例：通帳の場合



例：キャッシュカードの場合



- ・金融機関名
- ・支店名
- ・口座番号
- ・口座名義人

が記載されている面



○提出前に、以下の内容が記載されているか確認してください。

- ☐ 金融機関名（または金融機関コード）
- ☐ 支店名（または支店コード）
- ☐ □座番号
- ☐ □座名義人（カナ）

振込口座指定申出書

記入例

給付金の振込を希望する口座について記入し、**金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）**が分かる**通帳（見開き部分）のコピーを添付**してください。
振込口座は、申請者名義の口座を指定してください。

申請者氏名：**栃木 太郎**

【振込を希望する金融機関】 ※申請者名義の口座を記入してください

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号						
とちまる 銀行 金庫組合	県庁内 支店	普通 出張所 当座	0	1	2	3	4	5	6

口座名義人（申請者）＜カナ＞ 通帳のカナ名義を確認の上、記入してください。（左詰め）

ト	チ	キ	タ	ロ	ウ	申請者名義の口座を記入してください			
---	---	---	---	---	---	-------------------	--	--	--

例：通帳の場合



例：キャッシュカードの場合



- ・金融機関名（または金融機関コード）
- ・支店名（または支店コード）
- ・口座番号
- ・口座名義人

が記載されているか確認してください。



※注意
クレジットカード一体型のキャッシュカードを添付する際は、
必ず「セキュリティコード」を黒塗りした状態で提出ください。

○提出前に、以下の内容が記載されているか確認してください。

- ☒ 金融機関名（または金融機関コード）
- ☒ 支店名（または支店コード）
- ☒ 口座番号
- ☒ 口座名義人（カナ）

通帳等のコピーを貼り付ける
際に、チェックリストでご確
認ください。

生活保護(生業扶助)受給者のみ提出

<この用紙に証明を受けてください>

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

(市町福祉事務所長等による記名・押印)

印

次の世帯が、令和8(2026)年7月1日現在、生活保護法第36条の規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所
-------	----

世帯員氏名

氏名	続柄	生年月日	保護開始年月日

証明書の使用目的

栃木県奨学のための給付金(私立)受給申請のため

令和8年度 栃木県奨学のための給付金(私立) 提出書類チェックリスト

本チェックリストは、書類を提出する前の確認用チェックリストです。書類に不備があると再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合がありますので、必ず本リストにて不備がないか確認の上、提出ください。

No.	提出書類	確認事項
1	受給申請書 (様式第1号-1)	☐ 申請年月日は、基準日（令和8年7月1日）以降になっていますか。 ☐ 必要事項が全て記入されていますか。（記入例をご参照ください。）
2	受給申請書 (様式第1号-2)	☐ 必要事項が全て記入されていますか。（記入例をご参照ください。）
3	高校生等の国籍を確認できる書類	【住民票を添付する場合】 ☐ 住民票の写しは、原本ですか。 ※住民票は市町村が発行したもの。原本。コピー不可 【日本国籍以外の場合】 ☐ 国籍を確認できる書類に、国籍や在留資格、在留期間等が記載されていますか。 【在留資格が家族滞在の場合】 ☐ 小学校・中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を添付していますか。 ※専攻科の場合は高等学校等の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を含む
4	保護者全員分の所得を確認できる書類	【生活保護受給証明書を提出する場合】 ☐ 証明書に「生業扶助」の記載がありますか。 ☐ 受給期間に基準日（令和8年7月1日）が含まれていますか。 【課税証明書、市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書等を提出する場合】 ☐ 生活保護（生業扶助）を受給していませんか。 （生活保護（生業扶助）を受給している場合は、生活保護世帯として申請してください。） ☐ 保護者等全員分の書類が添付されていますか。 ☐ 令和8（2026）年度の最新版の書類ですか。 ☐ 添付書類に、住所、氏名、道府県民税所得割額、市町村民税所得割額が記載されていますか。 【マイナンバー確認書類等貼付台紙を提出する場合】 ☐ マイナンバー確認書類等貼付台紙に記載漏れはないですか。 ☐ 保護者等全員の「マイナンバーが確認できる書類の写し（マイナンバーカードの裏面等）」が貼付されていますか。 ☐ 保護者等全員の「身元確認書類の写し（マイナンバーカードの表面や運転免許証等）」が貼付されていますか。
5	振込口座指定申出書 (様式第2号)	☐ 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるものが添付されていますか。 ☐ 口座名義は、申請者（保護者等）の名義になっていますか。 ※申請者と振込先の名義が異なる場合は、別途委任状が必要です。 ☐ 振込先の口座が分かるよう、申請書の控えはとってありますか。
6	在学証明書	☐ 在学証明書には、全日制、通信制等の課程が記載されていますか。 ☐ 申請対象生徒（高校生等）の氏名、生年月日、在学している学校名や課程名に誤りはありませんか。 ☐ 在学証明書は、基準日時点（令和8年7月1日）の在籍を学校が証明したものとなっていますか。 （学生証・生徒手帳等は、在学証明書としてご利用いただけません。）